

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文  
○宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号) (抄) (傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)  
第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分  
で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分)  
第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分  
で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一、十六 (略)

一、十六 (略)

十六の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年

十七、二十七 (略)

法律第七十八号) 第二百五条第一項の許可

十七、二十七 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める  
ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ  
る法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)  
に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭  
和四十三年法律第一号)第三十八条第三項の規定により、なお従  
前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す  
る工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の  
規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの  
を含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定める  
ものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げ  
る法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)  
に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭  
和四十三年法律第一号)第三十八条第三項の規定により、なお従  
前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関す  
る工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の  
規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるもの  
を含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一、十七 (略)

一、十七 (略)

十七の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百五条第一

項

十七の三 (略)  
十八、三十五 (略)  
2・3 (略)

十七の二 (略)  
十八、三十五 (略)  
2・3 (略)